

令和2年7月豪雨



©2010 熊本県くまモン

令和3年6月改訂

熊本県

被災された方は 病院等の窓口負担なしで受診できます

- **災害救助法の適用市町村**にお住まいで、**下記の対象保険者**に加入されており、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関・介護サービス事業所等の窓口で**保険証と免除証明書を提示**することで、**医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要**となります。

(令和3年12月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

国民健康保険・介護保険(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町)
熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合、熊本県後期高齢者医療広域連合

- ・ 県外の医療機関等でも同じように受診できます。
- ・ 入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ・ 全国健康保険協会(協会けんぽ)を含め、上記以外の保険者の取り扱いは、各保険者にお問い合わせください。

- **免除証明書、その他取扱いにご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせください。**